

秋田地方裁判所委員会第6回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成17年7月5日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略，五十音順）

虻川高範，金子直史，鎌田恵子，菅美千世，中村雄一，前川重明，見上裕子，
満田明彦，横山智也

（庶務）

池田事務局長，近藤事務局次長，佐々木総務課長，鈴木総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会の言葉（総務課長）

(2) 新任委員の紹介（委員長）

ア 加藤雄三委員（秋田地方検察庁三席検事，当日欠席）

イ 金子直史委員（秋田地裁民事部総括判事）の自己紹介

(3) 委員の役職名変更の紹介（委員長）

ア 鎌田委員は，秋田県総合生活文化会館生活センター所長に，

イ 前川委員は，秋田魁新報社 総合企画室長に，

ウ 見上委員は，秋田県国際交流を進める会会長に

それぞれ役職が変更になった旨を報告

(4) 職務代理者の指名（委員長）

地方裁判所委員会規則第6条3項に定める委員長の職務代理者に金子委員を
指名

(5) 前回のテーマ「裁判員制度の広報」に関する報告（総務課長）

5月の憲法週間行事に実施をした裁判員裁判の広報活動について，口頭で報
告

(6) 「国民に身近で利用しやすい裁判所とするため施設面での方策」についての 意見交換

(以下、□が委員長，■委員，○が庶務の発言)

- 「裁判所までのアクセス」，「関係機関から裁判所までのアクセス」，「裁判所庁舎内の案内表示」の3つの観点から，その現状について資料に基づき説明した。

ア 「裁判所までのアクセス」について

- 今日は，このテーマを取り上げることもあって，試みに秋田駅から裁判所までバスに乗って来てみたところ，「裁判所前」というバス停がないことに気が付いた。現在は「八橋運動広場前」というバス停表示となっているが，これを「裁判所前」に変えてもらったかどうか。
- 湯沢簡易裁判所前の信号機には，「簡易裁判所前」というアクセス表示があるとのことだが，利用者に分かりやすいようにフルネームで「湯沢簡易裁判所前」と表示してもらった方がいいのではないか。
- 道路上の案内表示は，国道では国土交通省が，それ以外は道路管理者が設置することになるのだと思う。いずれ，案内表示はあった方が利用者には分かりやすい。
- 秋田の裁判所は，秋田駅からバスで10分程度だったが，管内の支部等の最寄り駅からのアクセス状況はどんなものなのか。
- 駅から大分離れている支部もある。特に大館支部は徒歩だと40分位掛かるし，大館駅前を経由するバスが少ないことから駅からのバスの便は悪い。ただし，大館支部のすぐ近くにはバスターミナルがあるので，これを目指して来れば，裁判所までのアクセスは容易であると思う。しかし，バスの利用者よりは，車で来られる方が多いと思われる。
- 裁判所は，警察署や市役所等の官庁の近くに在ることが多いと思う。私が仕事で管内に出張する場合，道路表示を頼りに目的の会場へ行くが，警察や市役所の表示はよく見かけるので，それと同じように，裁判所の表示もその中に加えてもらうようにしたらどうか。
- 裁判所の場所が分からない方は，事前に電話で問い合わせているのではないかと思う。
- バスに乗っていると，次のバス停を紹介した後に「〇〇をご利用の方は，こちらが便利です。」という音声案内をすることがある。これを使ってはど

うかと思うが、申し込みには経費が掛かることになる。

- やはり、バス停の名称を変更してもらうのがよいと思う。「八橋市民広場前」という名称は長い。
- 現在、「NHK前」というバス停があるが、まもなくNHKが移転すれば、名称も変更になると思うので、名称を変えることは可能と思う。
- バス停や道路標示に「裁判所前」という表示がある方が望ましいことは間違いない。裁判所は、比較的県庁や市役所、その他の国の機関等の官庁街に位置することが多いので、そのような場所には道路表示を要望する官庁も多々あって、結局、表示されるのは、より多くの市民が利用する施設という結果になっているのかもしれない。裁判所へ来る方は、鉄道やバスを利用される方もいれば、車を利用される方もいるので、どこにどのような表示を求めるとかという選択には難しいところがある。
- 秋田地裁の駐車場は比較的広いので、車での来庁者が相当多いと思う。
- これから裁判員制度が始まれば、これまで裁判所に来たことのない方もやって来ることになる。そうであれば、どんな交通手段を利用するのかという問題よりも、とにかく分かりやすくアクセスしやすくすることが大切と思う。
- これまでは、裁判所というところは目立たなくて良かったのだと思うが、今は、裁判員として来る方のためにも身近な存在になる必要がある。多様な所で、裁判所という名称を目にする機会を増やすことが、大きな効果を生むのだと思う。
- 秋田の裁判所へ何回か車で来ているが、裁判所という表示がないために、初めて来庁する方には分かりづらいと思っている。看板は立てればよいというものではないが、アクセスをよくするためには必要なものだと思う。
- 県庁や市役所に関しては、道路表示が多い方だと思うが、それでも市民の中には、市役所の本庁の所在を知らない方もいる。
- 大きな交差点の100メートル位手前に、大きな分岐点を示す看板が設置されているが、そのような看板の中に裁判所の表示も入れてもらったらいいのではないか。少なくとも、駅からこの裁判所までの間にそのような表示を一つでも入れてもらったらいいか。
- 相手のあることなので実現できるかどうかは分からないが、皆さんの意見

を参考にできることから検討してみたいと思う。

- 資料の中に「下級裁ホームページ」とあるが、この「下級裁」ということは一般になじみのある言葉ではない。広報では、小学6年生でも分かるような言葉を使うというのが鉄則である。

イ 「関係機関から裁判所へのアクセス」について

- 私どもの機関にも、裁判所のパンフレットが送付されるが、種類がありすぎてかえって分かりにくくなっている。「あなたの街の裁判所」というパンフレットは、一般的なことをうまくまとめていて好感が持てる。「自己破産の申立てをされる方のために」とか「雇用関係のトラブルを解決したい方のために」などのパンフレットは、その表題から書いてある内容がすぐに分かるが、ただ「初めて簡易裁判所を利用される方のために」という表題のパンフレットは、簡易裁判所がどのような事件を扱っているのか分からない一般人が中身を見るとは思えない。
 - 「あなたの街の裁判所」というパンフレットは学校にも送付しているが、どの程度送っているのか。送る場合には、ただ備え置いてくれ、ということではだめで、社会担当の先生あてに直接送付するなどの工夫が必要だと思う。
- このパンフレットは、大学には20部、中学、高校には5部ずつ送付している。送付の際には、社会教育等の授業で利用いただくような案内をしている。
- 「初めて簡易裁判所を利用される方のために」というパンフレットは、例えば「少額訴訟」というような言葉が先行していて分かりづらい。このような用語に関しては、新聞等で定期的に掲載される一口メモのようなところで取り上げてもらうのもよいのではないか。
 - このようなパンフレットを配ることは、制度の良いところを利用してもらいたいという趣旨で行っているが、世の中には、制度を詐欺などの手段として悪用する者もいる。
 - 市民は、裁判についてよく理解していない。例えば、相手方から一方的に「裁判にするぞ。」と言われると、それだけで驚いて、冷静さを失ってしまい、応ずる必要のない要求まで応じてしまうことがある。それを防ぐためには、様々な機会を利用して裁判について知ってもらう必要がある。

- 裁判の相手方となる方のための情報提供というよりは、裁判を起こすための情報提供が多くなっていることも原因の一つかもしれない。
- 架空請求等の詐欺が横行しているが、裁判をよく知らない市民は、不安にかき立てられて、つい連絡先に電話をしてしまう。訴訟ということがどういふことなのか理解していれば、それが悪用だと見抜くことができるのだと思う。手続を知ってもらうためにパンフレットを作成しているのであるが、本来は、このようなことが市民にとって一般的な知識となるようにしていかなければならないのだと思う。
- 県に寄せられた1万件の相談のうち、3000件が架空請求の事案だったとされている。また、なかなか振り込みをしないようになったら、今度は現金書留で送れ、というような詐欺も横行している。もっと市民に裁判の流れを知ってもらい、たとえ裁判になっても、後できちんと主張をすれば対処できることを理解してもらう必要がある。
- 請求方法は、葉書であったり、パソコン、携帯であったりするが、二言目には「裁判にするぞ。」と言ってくる。このような相談を受けた場合には、「それなら裁判にしてもらったら。」とアドバイスをしているが、中には振り込んでしまう人もいる。このような状態を払拭していくために、裁判所は怖いところではなくて、見学もできる所なんだ、ということをしてPRしている。
- テレビであれば、情報はすんなり伝わるのかもしれないが、新聞の場合はそれを読んでもらわないことには伝わらないのではないか。
- 1回ですべて理解してもらえとは思っていない。繰り返し繰り返し、あらゆるメディアを利用して周知していく必要がある。
- 私は、テレビでポポロードでの裁判員パンフ配布の報道を見た。以前の自分なら気に留めなかったと思うが、委員になったことで興味を持つようになった。このように裁判所が外へ出て行き、目に触れる機会を増やすことが、市民に親近感を持たせることになるのだと思う。
- 私は、ボランティア協会の行事の一つに、裁判所見学のカリキュラムを入れてみたところ、参加者からは大変喜ばれた。最も興味を持ってもらった企画だったと思う。参加者の感想の中には、「裁判を知ることによって、何事にも責任感を持った市民になれるのだと思う。」というようなものもあった。

このような機会をもっと増やしていくことが大切と思われた。

- 裁判に関する市民の関心は高いと思うが、庁舎を見学させてくれるものだと
思っている人は少ないと思う。そのため、裁判を敬遠してしまう傾向があ
るのだと思う。
- 最近、「ニューオーリンズ・トライアル」という陪審評決を扱った映画の
DVDを見たが、ジャンルがサスペンスであるためか、とても現実を捉えた
内容で、陪審制度をあぶり出すような映画だった。
- 秋田駅近くのアルヴェ内に「市民交換室」という各種資料を置いているス
ペースがあるので、パンフレット及びリーフレットの送付先リストに加えて
みたらどうか。

ウ 「裁判所庁舎内の案内表示」について

- 2年前に初めて裁判所の1階玄関ホールに入ったとき、とても暗く、分か
りにくいというイメージを持った。案内表示は、活字によるものだけでなく、
見て分かるような絵やイラストが入っているものにすれば、もっと分かりや
すいものになるのではないか。
- 裁判所の案内表示は、ほとんどが白地に黒い文字で作成されていることも
イメージを暗くしている。例えば、ブルーの下地に白抜き文字で表記すれば、
大分イメージは変わると思う。
- 庁舎内の案内表示は、必要な文字を並べただけであり、デザインされたも
のとはいえない。どうやったら分かりやすい表示になるのか、デザイナーを
頼んで一新した方がよい。例えば、庁舎2階における「食堂・売店」の案内
表示には階段が描かれているが、それだけでとても分かりやすくなっている。
- このようなものは、裁判所をよく知らない人が見て親しみが持てるかどう
かという観点が必要である。現状の案内表示は、形が四角形ばかりで堅苦し
く感じられる。
- 案内表示には、相手に伝えるべき気持ちが入っていなければならない。最
近では、JR東京駅、上野駅、品川駅の案内表示は、必要最低限のものがき
っちり分かりやすい形で作られていて、参考になると思う。

裁判所の案内表示のうち、例えば2階でエレベータ扉が開いた際に見える
「2階」という表示は、下地である手すり部分がダークブラウンであるから、

この下地の色を生かして白字で抜く方がよい。背景色を生かしたデザインをすべきである。

- 案内表示に工夫の跡は見られるが、一般の感覚とはずれていると思う。こういうものはアウトソーシングすれば、よりよいのものができあがると思う。
- 新しい公共施設等の案内表示は、よくなってきているので、それに比べると良くないところが目立つような気がする。
- 裁判所は厳粛な所だから、浮ついた表記は抑えているのではないか。しかし、それが利用者にとってどう見られるかという視点も必要である。
- 例えば、「受付」の表示はもっと大きく見やすいものにすべきである。
- 「受付」は守衛室の窓口に過ぎない。受付は部屋から出るべきである。ベテランの職員が案内するということだが、そこから出て、当事者等を案内すべきである。
- 部屋から出るのが難しいのであれば、ここが「受付」であることをもっと分かりやすいように案内表示をすべきと思う。
- 3階は法廷フロアであり、休息する関係者が多いことや当事者には高度なストレスを持って来庁している方もいることから3階には喫煙室が設けられているのだろう。
- 案内表示には至らない面もあるが、ソフトの面では、例えば、1階に行き先が分からずにたたずんでいる来庁者がいれば、職員はすすんで案内している。
- 案内表示に関しては、多様な御意見をちょうだいしたが、予算的な面が関係するところでもあるので、できるところから改善していきたい。

エ 「身体に障害のある方等に対する配慮」について

- 現状について、資料に基づき説明した。
- 資料を見た限りでは、本庁の設備のみである。管内の支部等における設備も同様なのか教示してもらいたい。
- 管内の支部には、エレベーターはあるのか。
- 管内でエレベーターが設置されているのは、大館支部だけである。
- 裁判所も国の機関であるから、バリアフリーの基準があるのではないかと
思う。

- スロープ等の施設を整えるということも大切であるが、それに頼るのではなく、支える人たちの心構えも大切である。例えば、車いすは置いてあっても、実際に利用するときには、タイヤの空気が抜けていたりするものである。
- 東京で京浜東北線の電車に乗った際に、車いすの乗客がいた。降車駅では、あらかじめ駅員が待ちかまえていて、乗客を降ろしていたが、そのような配慮は大切である。
- 玄関のインターホンは、どこに繋がっているのか。
 - 1階の受付である。
- インターホンを利用すれば、職員が連絡が取れて必要な介助を受けられるということが大切であり、それで十分なのだと思う。
- これからは、身体に障害を持っている方だけではなく、高齢者で車いすが必要な方が増えてくるのだと思われる。
- 3階の法廷フロア等でも介助が必要な場面も想定されるのではないか。
- 予算面等もあってすべてできるということではないかもしれないが、公共の施設については、バリアフリー化の目標基準があると思う。それをいつまでに達成できるのか示すべきである。
- 大学においても基準があって、確か5階以上の建物であればエレベーターが設置されるのだと思う。身障者の学生が入学して初めて工事をするということもある。
- 健常者であっても、ちょっと歩くのが大変という方もいる。建物、設備の改修には年次計画等があるのではないか。
- 施設としては至らない面はあるかもしれないが、裁判所としては、そこは職員の配慮というかソフトウェアの面で気を付けている。
- バリアフリー化については、高い関心事項なのだと思うが、今すぐにどこをどのようにするのかという計画までははっきりしていない。今すぐ、ここはこうした方がいい、という部分があれば、それを示していただければその対処法について考えていきたい。

5 次回期日及び議題等について

- 施設面及び広聴に関しては、次回に引き続き意見交換を行うが、それ以外の新たな議題について意見はないか。

■ 広聴に関する資料を見たところ、裁判所見学者及び団体傍聴のアンケートを実施して意見を集約していることは分かったが、実際に裁判所を利用された方にも、意見があると思われる。そのような観点からの検討も必要ではないか。

□ 次回は、広報の進展状況等を説明しながら、各種ツールの利用方法について意見を伺ったり、あるいは都合のつく委員の方々には裁判員制度関係のイベントに参加いただくなどして、その感想や意見を伺うといった形で進めたいが、どうか。

あるいは、次回に裁判員制度をテーマとすると3回目になるので、裁判員制度以外の新たなテーマにすべきだという考えの方もいるかと思われる。例えば、裁判所の中では市民に最も身近である「簡易裁判所において取扱う事件について」を取り上げることも考えられる。

□ 特にテーマに関して意見がなければ、次回の新たなテーマについては事務局で検討したい。

□ 次回委員会は11月29日（火）午後1時30分からの開催とする。